

令和8年度一般定期健康診断等業務（滋賀県拠点外4カ所）（単価契約） 仕様書

令和8年度一般定期健康診断等業務（滋賀県拠点外4カ所）（単価契約）の業務の実施に当たっては、役務請負単価契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務内容

（1）目的

近畿農政局各府県拠点（別紙2のとおり。以下「各拠点」という。）を対象に人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の規程に基づき実施するものである。

また、特定健康診査の健診項目についても、併せて実施するものである。

（2）健康診断の種別

- ア 一般健康診断
- イ 情報機器作業従事者健康診断
- ウ 特別健康診断

（3）健康診断の項目及び内容

別紙1のとおり

（4）実施期間

実施期間は役務請負単価契約書頭書の契約期間のとおりとするが、詳細な実施日時は以下に定めるほかは、発注者、受注者打合せのうえ決めるものとする。

ア 一般健康診断及び情報機器作業従事職員の特定健康診断

実施時期は、契約締結日から9月末日までの間に、拠点毎、1日間で実施するよう努めるものとする。

なお、上記での実施が困難な場合は、各拠点事務担当者と受注者が協議の上、日程調整を行うものとする。

イ 自動車運転手の特別健康診断

実施時期は、年2回、契約締結日から9月末日までと2月に実施するものとする。

（5）場所

ア 一般健康診断及び情報機器作業従事職員の特定健康診断、自動車運転手の特別健康診断

別紙2のとおり

※検診車（レントゲン施設車）での出張検診が対応可能であること。

検診車（レントゲン施設車）を使用して出張検診をする場合

各拠点敷地内で検診車を使用しての健康診断を実施する場合は、駐車場の確保及び会議室等の提供は各拠点が行うので、発注者の指定した場所において行うものとする。また、会議室等

で使用する机、椅子及び必要な電力についても各拠点が提供または負担する。

検診車を一般道等へ停車して行う場合、検診車両の配置に伴う路上占有許可申請手続き、車配置に係るその他の手続きは、受注者が行うこと。

イ 受注者の施設又は提携医療機関において実施するもの

- ① (4) アの実施日に受診できなかった者
- ② 自動車運転手の特別健康診断の2回目

(6) 受診者数

別紙3のとおり

予定数量については、最低発注数量・最大発注数量を保証するものではない。

また、予定数量と最終的な受診者数に差異が生じても契約変更の対象としない。

2 一般事項

(1) 健康診断実施の留意事項

ア 検査に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

イ 医師、看護師、X線技師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確、親切を旨として健康診断を行わなければならない。

ウ 撮影したX線フィルムの読影は、受注者の責任において、医師によるダブルチェックを行うものとする。

エ 胃部X線検査受診者全員に、受診後すみやかに下剤を適量配布するものとする。

(2) 健康診断受診票の作成

書式については、別途協議の上、決定することとする。

受診票は、検査容器とともに健診の始まる10日前までに、別紙2に定める拠点毎に提出すること。

(3) 健康診断実施結果の報告

健康診断結果は、健診終了後（定期健康診断は各期終了後）1月以内にア、イ及びウにより別紙2に定める拠点毎に提出すること。

なお、結果報告の書式については別途協議のうえ決定することとする。

ア 個人結果票（本人返却用）1部

個人ごとに封入、封緘し、氏名及び部課名を明記したもの。

イ 個人結果票（保管用） 1部

個人ごとに氏名及び部課名を明記したもの。（封入不要）

ウ 健診診断結果データ

検診終了後、Excel形式で記録したCD-ROMを作成し、納品すること。

ただし情報機器作業従事職員と自動車運転手の特別健康診断の報告は紙媒体でも可とする。

エ 特定健康診断用データ

検査結果データを厚生労働省が指定する XML 形式で記録した CD-ROM を作成し納品すること。

(4) 「パニック値」の設定

緊急に精密検査、治療を要する検査所見があった場合及び問診で疾病が疑われ、緊急検査を要する所見があった場合には、担当者に速やかに連絡し、各健康診断後 1 週間以内に報告書と異常所見に係る健診結果資料を報告する。

なお、報告書の書式については、別途協議の上決定するものとする。

3 その他

本仕様書に定めない事項及び、予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、市町村から無料配布される無料クーポンを利用しての風しん抗体検査については、担当者と別途協議するものとする。

環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成 12 年法律第 100 号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

①みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

②エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

③物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

(別紙1)

項目	内容
一般健康診断	
内科診察	問診、視診、聴打診
一般理学検査	身長、体重、腹囲、視力検査、肥満度(BMI)
血圧測定	
聴力検査	1000Hz・30dB、4000Hz・40dB
胸部X線検査	直接又は間接撮影 肺がん・結核
尿検査	蛋白、糖、潜血
心電図検査	12誘導
貧血検査	赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値
血糖検査	血糖、ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン
血中脂質検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪
肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
胃部X線検査	直接又は間接撮影 造影剤(バリウム)使用撮影 1人8枚
大腸がん検査	便潜血反応 2日法
肺がん検査	喀痰細胞診

項目	内容
情報機器作業従事職員の特別健康診断	<p>診察 (問診票(別途協議)による医師による検査)</p> <p>自覚症状の有無の調査 (診察により、医師が必要と認める検査)</p> <p>眼科学的検査 (視力、屈折※1、眼位※2、調節機能検査)</p> <p>筋骨格系に関する検査 (視診及び触診その他医師が必要と認める検査)</p> <p>※1：医師が必要と認めた場合のみ ※2：40歳以上で自覚症状があり、かつ遠近ともに片目視力0.5未満の者のみ</p>
自動車運転手の特別健康診断	<p>診察 自覚症状等の検査 (頭痛、腰痛、胃症状等) (問診票(別途協議)による医師による検査)</p> <p>眼の検査 (視力、視野及び調節機能検査)</p> <p>聴器の検査 (聴力等)</p> <p>平衡機能の検査</p> <p>胃腸の検査 (医師による聴打診)</p> <p>血圧の測定</p> <p>上肢、頸部及び腰部の機能検査</p>

*検査に必要な容器等にかかる費用は、全て検査単価に含まれるものとする。

仕様書別紙2

実施場所一覧

組織名	郵便番号	所在地	電話番号
近畿農政局滋賀県拠点	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6階	077-522-4261
近畿農政局大阪府拠点	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 6階	06-6943-9691
近畿農政局兵庫県拠点	650-0024	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 4階	078-331-9941
近畿農政局奈良県拠点	630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 3階	0742-32-1870
近畿農政局和歌山県拠点	640-8143	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 5階	073-436-3831

別紙3

健康診断実施項目及び受診予定者数一覧

項 目	内 容	受 診 予 定 者 数						
		滋 賀	大 阪	兵 庫	奈 良	和 歌 山	合 計	
一般健康診断	内科診察	問診、視診、聴打診	28	20	68	26	33	175
	一般理学検査	身長、体重、腹囲、視力検査、肥満度(BMI)	28	20	68	26	33	175
	血圧測定		28	20	68	26	33	175
	聴力検査	1000Hz・30dB、4000Hz・40dB	28	20	68	26	33	175
	胸部X線検査	直接又は間接撮影 肺がん・結核	28	20	68	26	33	175
	尿検査	蛋白、糖、潜血	28	20	68	26	33	175
	心電図検査	12誘導	28	20	66	26	32	172
	貧血検査	赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値	24	20	66	26	30	166
	血糖検査	血糖、ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン	24	20	66	26	30	166
	血中脂質検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪	24	20	66	26	30	166
	肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP	24	20	66	26	30	166
	胃部X線検査	直接又は間接撮影 造影剤(バリウム)使用撮影 1人8枚	14	15	46	17	17	109
	大腸がん検査	便潜血反応 2日法	28	20	62	24	29	163
	肺がん検査	喀痰細胞診	2	5	11	7	8	33
情報機器作業従事職員の特別健康診断		診察、自覚症状の有無の調査、眼科学的検査、筋骨格系に関する検査	9	5	10	3	19	46
自動車運転手の特別健康診断		診察、自覚症状等の検査、眼の検査、聴器の検査、胃腸の検査、血圧の測定、上肢・頸部及び腰部の機能検査	0	1	4	0	0	5